【いじめ問題対応マニュアル】

早期発見の観点例

・いつも１人でいることが多い。寂しそう。
・遊びや運動のとき、いつも苦しい立場に立たされている。
・欠席、遅刻、早退の理由がはっきりしない。
・用事もなく職員室の周りをうろうろする。
・教師の質問に答えるとき、特定の児童が冷やかされたり、嘲笑されたりする。
・身体に理由のわからない傷がある。
・無口で表情に生気がない。
・いつも遊んでいる友達やグループが、変わったりする。

早期発見の観点例

他児童／他教師　訴え／発見　本人　訴え／発見　他児童／他教師

発見　訴え

情報提供　いじめの把握／担任　相談

いじめ問題の理解

・いじめの定義
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
・令和２年　熊本県いじめ防止基本方針

【関係機関】

玉名市教育委員会　保健所　民生委員
主任児童民生委員　児童相談所
関係幼・保等、小、中学校

学校長

いじめ防止対策委員会

定例会　（５、７、１１月）
構成：学校長、教頭（情報収約担当者）、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年担任

担任外職員　学級担任

基本的指導体制

・児童の気もちをしっかり受容する。
・事実・悩みを親身になって聞き、気持ちを安定させる。
・いじめを解決する方法を一緒になって考える。
・愛情・理解・信頼を指導の基盤とし、粘り強く指導する。
・いじめの動機や経緯をよく聞き、内省させる。
・周りの児童との望ましい人間関係の醸成に努める。

緊急対応

事実関係の把握

指導方法の確認　指導体制の確立

関係者への指導・助言

実態把握の観点例

・いじめの態様
・いじめの状況
・いじめの構造
・いじめの動機・背景
・いじめられた児童の実態
・いじめた児童の実態
・他の問題行動との関連

被害児童への指導

つらさや悔しさを十分受け止める
具体的援助法を示し、安心させる
よい点を励まし、自信を与える
人間関係の確立、拡大を目指す
自己確立を深め、改善点を克服する

関係者への指導・助言

周囲の者への指導
グループへの指導
学級全体への指導
自分の問題として考えさせ、許されない行為であることに気付かせる

保護者等への対応
訴えを傾聴する
具体的方法を示す
協力を依頼する

加害児童への指導

事実関係、背景、理由等を確認する
不満感、不安感等の訴えを十分聞く
いじめられる者のつらさに気付かせる
問題を解決するための援助を行う

根本対応

根本対応

児童を肯定的に理解する。
児童の個性を尊重する。
児童の変容やサインに気付く感性を磨く。
児童の訴えに耳を傾ける。

根本対応

人権教育をいっそう充実させる。
教育相談体制を整備する。
情報交換と情報収集を行い、対策を検討する。
事実の記録と情報の共有をする。

根本対応

相互に支えあう豊かな人間関係を育む。
体験活動を通して思いやりの心を育てる。
一人ひとりに自己教育力を身につけさせる。